

## 宮城県林業事業主改善計画認定事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）に基づき、事業主が策定する労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）の認定に関し、関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領において「森林施業」とは、造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。

2 この要領において「事業主」とは、林業労働者を雇用して森林施業を行う者であって、法第2条第2項の各号に定めるものをいう。

### (改善計画の作成)

第3 改善計画は事業主の経営全体について作成するものとし、事業主が林業以外の事業を営む場合においては、林業以外の事業についても、記載するものとする。

ただし、林業と林業以外の事業において、雇用管理及び事業の実施に係る責務が明確に分かれている場合には、この限りでない。

2 事業主が他の事業主若しくは宮城県林業労働力確保支援センター（以下「センター」という。）と共同して行う改善計画（以下「共同改善計画」という。）を作成する場合には、共同改善計画と共同改善計画を構成する個別の事業主の改善計画の双方について、知事の認定を受けるものとする。

3 林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）においては、林業労働力の確保の取組を一層推進する観点から、新たに造林等の事業を行う会社等を興し、又は他産業から林業に参入するため、林業労働者を雇用する事業主についても弾力的に対応することとしている。この場合、林業の実績が1年未満の事業主が改善計画の認定を申請するに当たっては、センターとの共同改善計画を作成するものとする。

4 改善計画及び共同改善計画（以下「改善計画等」という。）の期間は4年超かつ5年を超えない期間とし、年次については以下のとおりとする。

(1) 改善計画等の年次は各事業主の会計年度とし、会計年度を定めていない事業主は暦年とする。

(2) ただし、会計年度の途中で認定を受けようとする場合は、1年次の期間が6か月以上確保されていること。

(改善計画の認定申請)

第4 事業主が単独で行う改善計画の認定申請は、様式1及び様式2に所要の書類を添えて、知事に提出するものとする。

2 共同改善計画の認定申請は、様式2、様式3及び様式4に所要の書類を添えて、知事に提出するものとする。

(改善計画の認定)

第5 知事は、申請に係る改善計画等が宮城県林業労働力確保促進基本計画（平成9年3月策定。以下「基本計画」という。）に適合すること及びその他政令で定める基準を満たし、適当であると認めた場合は、改善計画の認定をするものとする。

2 知事は、改善計画等を認定したときは、様式5によりその旨を申請者に通知するとともに、様式6によりセンター及び当該認定に係る事業所（以下「事業所」という。）の所在地を所管する森林管理局（以下「森林管理局」という。）に通知するものとする。

(改善計画の変更)

第6 第5第1項により認定を受けた改善計画等（以下「認定計画」という。）の変更をしようとする事業主（共同改善計画にあつては、センターを含む。）は、様式7に変更する事項を記載し、知事に提出するものとする。ただし、次に掲げる場合以外の軽微な変更については、様式8の変更届出書を提出するものとする。

(1) 改善措置の目標を変更する場合（ただし、改善計画等に係る年次における改善措置の計画量に対して3割を超えない増減については、この限りではない。）

(2) 改善措置の項目を追加又は廃止する場合

(3) 共同改善計画に参加する事業主の数が増加又は減少する場合

(4) 改善計画等の実施期間を変更する場合

(5) 改善措置の実施時期を変更する場合（ただし、改善計画等に係る年次を超えない範囲内の改善措置の実施時期の変更については、この限りではない。）

(6) 改善措置の実施に係る資金計画について、様式2の4改善措置を実施するために必要な資金の内訳ごとの額が概ね3割を超える変更を行う場合

3 認定計画の変更の認定については、第5の規定を準用する。

なお、この場合の通知は、申請者に対しては様式9により、センター及び森林管理

局に対しては、様式10によるものとする。

(改善計画の認定の取消)

- 第7 知事は、改善計画等の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）が、当該認定に係る計画に従ってその改善措置を実施する見込みがなくなると認められる場合、又は当該認定計画が基本計画に定める認定基準を満たさなくなると認められる場合には、その認定を取り消すことができる。
- 2 知事は認定の取消をしたときは、その旨を様式11により認定事業主に通知するとともに、様式12により関係機関に通知するものとする。

(改善措置の実施状況等報告)

- 第8 認定事業主は、毎事業年度の実施状況について、様式13により当該報告に係る事業年度の終了後3月を超えない日までにセンターに報告するものとする。
- 2 認定事業主は、認定計画の実施期間が終了したときは、遅滞なく改善措置の実施結果について、様式14によりセンターに報告するものとする。
- 3 第3の3により、作成・認定された共同改善計画については、1年後の取組状況を確認するものとする。
- 4 センターは、様式13及び様式14を取りまとめ知事に報告するものとする。

(書類の提出部数及び経由)

- 第9 この要領により事業主及び認定事業主が知事に提出する書類の部数は各3部（そのうち2部は写しとする。）とし、事業所の所在地を所轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を経由するものとする。ただし、共同改善計画の場合であって地方振興事務所が2以上にわたる場合にあっては、農林水産部林業振興課に提出するものとする。
- 2 この要領により認定事業主がセンターに提出する書類の部数は各3部（そのうち2部は写しとする。）とし、地方振興事務所を経由するものとする。ただし、共同改善計画の場合であって地方振興事務所が2以上にわたる場合にあっては、農林水産部林業振興課を経由するものとする。

(改善計画実施に関する指導)

- 第10 知事は、改善計画等に係る改善措置が適正に実施されるよう、当該認定事業主に対し必要に応じてセンターと連携して指導を行うものとする。

附 則 この要領は、平成29年8月25日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。